

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年7月26日第12回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人

森山昭市・梶原誠・上妻廣美・中島秀人

中島真実・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則

・平山信一郎・八汐栄一

3. 欠席委員

中崎和行

欠席推進委員

増野幸孝・池山久志

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 追加議案第1号 農地利用最適化推進委員の選任について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第12回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、3番増野推進員、7番池山推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員を指名します。会議録署名委員は、農業委員会会議規

則第10条の規定によって、5番田中委員、6番森山委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請につきまして説明をいたします。有償所有権移転4件、筆数8筆、面積12,793㎡、全て畑となります。無償所有権移転、件数1件、筆数2筆、面積3,433㎡、これも全て畑となっております。今回は所有権移転のみで、計5件、筆数10筆、面積16,226㎡、全て畑となります。これらの件につきましては、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の6番森山委員からの説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番森山です。議案第1号順位1について説明を致します。去る7月3日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施したところです。土地の所在地につきましては、大字〇〇、字が〇〇〇、地番〇〇、地目畑で面積〇〇〇㎡となっております。譲渡人が、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人が住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんとなっております。申請理由につきましては、譲渡人が離農で譲受人が経営開始となっております。売買価格については60万円ということになっております。このことにつきましては、経営開始ということで資料4ページの方に営農計画書も添付されております。場所については5ページの資料を見てもらいます。〇〇小学校のグラウンドと、その隣に〇〇のガソリンスタンドがございますが、その間の〇道を西の方へ約1.5km程進んだ所に〇〇団地がありますが、その団地の端の方に位置する土地というふうな事になっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の9番梶上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位2について説明します。去る7月7日午後1時30分、譲受人〇〇〇〇さん、聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。同字、字〇〇〇、地番〇〇、地目畑、面積〇〇㎡、合計面積〇〇㎡です。譲渡人住所東京都町田市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。譲受人住所、中種子町〇〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。今回の申請は譲渡人が離農するため、譲渡人の希望で現耕作者に譲渡する

ものでございます。場所については、資料の5ページを見て下さい。先ほど森山委員が言いました順位1のところでございます。その上の方ですね、すぐ上です。以上です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく願い致します。以上です。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の12番永浜委員から説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。議案第1号順位3について説明致します。去る7月5日、譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人，住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん，譲受人住所，中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望で，譲受人が経営拡大で売買するものです。売買金額は1筆60万円です。場所については6ページを開いて下さい。〇〇の十文字から100m程行った所の右側に〇〇〇〇さんの自宅があります。その隣が自分の土地となっておりますので，隣接しているということでここを買った訳ですけど，金額は間違いではありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の13番鎌田委員から説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第1号順位4について説明致します。去る7月9日、譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。申請筆数が多いため，1筆のみ読み上げさせていただきます。土地の所在大字〇〇，〇〇〇，地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡，他4筆です。申請地は畑が5筆で，合計面積は〇〇㎡となっております。譲渡人が住所，千葉県習志野市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さん，譲受人が，住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が島外居住で管理不能のため，譲受人は買い受け経営拡大するものです。売買金額は50万円となっております。場所については資料の6ページをお願いします。〇道熊野線沿いに〇〇〇〇手前に〇〇入り口がありますが，入り口から300m程東へ行きますと〇〇〇〇さん宅があります。〇〇さん宅の隣接する東側の畑となっております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われま。委員の皆様のご審議の程よろしく願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位5について説明します。去る7月8日、

譲受人〇〇〇〇さんに、聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇㎡。譲渡人住所埼玉県朝霞市〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は売買です。譲渡人と譲受人の関係は〇〇の関係です。〇〇〇〇さんが島外在住のため管理不能で甥に売買するものです。売買金額は120万円です。場所につきましては、資料の7ページをご覧ください。〇〇集落に〇〇〇〇がありますが、そのの十文字を〇〇小学校方面に200m程行きますと、〇〇〇〇さん宅があり、それからまた90m程先に行きますと、〇〇〇〇さん宅があります。その〇〇〇〇さんの家の真裏になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議の程よろしく願います。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転5件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。8ページをお開き下さい。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、譲渡人、〇〇〇〇さん、住所千葉県習志野市〇〇〇丁目〇番〇号、申請農地の表示につきましては大字〇〇、字〇〇〇、番地〇〇番地〇、地目畑、面積〇㎡。同小字地番〇〇番〇、地目畑、面積〇〇㎡、計〇〇㎡。転用理由は一般住宅となります。申請理由といたしましては、親元に近い申請地を購入し住宅を建築したいというものです。土地利用規制等については都市計画区域内、農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等については、居宅で130.01㎡、倉庫36.43㎡、計166.44㎡となっております。金融機関の融資証明書も提出されており実現性有りと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の13番鎌田委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第2号、農地法第5条順位1について説明致します。

この案件につきましては、先般7月8日午後1時30分より鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇の〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致しました。場所については、先ほど3条で説明した〇〇〇〇さん畑の南側に隣接する畑となっております。申請人は現在〇〇〇〇で働いております。今年度末に帰島予定ですが、家族4人で住居できる一般住宅を建築したいというものです。申請地は親の住宅と近接地であることから選定しております。申請地の東側は農道に面しており、南北西側は譲渡人の宅地や農地であります。北側・西側については申請人の〇〇が所有し耕作する農地であります。資金についての金融機関からの融資

証明書が添付され、また排水計画についても合併浄化槽の設置を行うという被害防除計画及び誓約書が添付されています。現地で検討した結果支障はないと思われます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願い致します。以上です。

(議長)現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。9ページをお開き下さい。議案第2号農地法第5条申請順位2について説明致します。借人有限会社〇〇〇〇、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、貸人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇番地〇、申請農地の表示と致しまして、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇番、地目畑、面積が〇〇㎡、転用目的と致しましてはその他、〇〇や〇〇として使用するという事です。申請理由と致しましては、〇〇を営んでおり、出勤車両の置き場や〇〇〇〇等の〇〇場や通路として申請地を利用したいというものです。土地利用規制等では、都市計画区域内、農振農用地外、第2種農地、その他の農地と考えます。棟数面積等につきましては、車両置き場で1,162㎡、〇〇場として662㎡、通路としましては1,255㎡、計3,079㎡となっています。金融機関の残高証明書も提出されており実現性有りと思われれます。委員の皆さんのご審議を願ひ致します。

(議長)順位2について、担当調査委員の11番中島委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい。11番中島です。議案第2号、農地法第5条順位2について説明致します。

この案件につきましては、先般7月8日午後1時50分より会長、事務局、貸人の〇〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査を実施し致しました。場所の方は、〇〇建設を〇〇方面へ行きまして、〇〇〇〇さん宅を右折しまして200m行った所位を左折した所で申請地になります。〇〇〇〇さん宅の向かい側になります。申請人は〇〇〇〇を営んでおります。従業員の出勤車両置き場、〇〇及び〇〇の〇〇場並びに通路として利用し、隣接する山林も〇〇や〇〇置き場として利用するものです。今般の〇〇関係の〇〇に伴い、従業員の駐車場が足りなくなることを懸念し今回の申請となっています。資金についても金融機関からの残高証明が添付されています。整地工事等にさいしましては土砂等の流出がないよう十分注意を行う被害防除計画及び誓約書が添付されています。現地で検討した結果支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)現地に同行した事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、

許可することに決定しました。次に、日程第5、追加議案第1号「農地利用最適化推進員の選任について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料につきましては机の上に配布してありますので、そちらをご覧ください。追加議案第1号「農地利用最適化推進員の選任について」を説明いたします。先月定例会において辞任の同意を受け油久校区限定で8月23日まで公募を行いました。1名の方が応募があり、委員の皆様の同意を受けようとするものです。氏名宮園隆行さん、応募理由、油久校区の農業発展に努めたい。根拠法といたしまして、農業委員会法第17条第1項に、農業委員会は農地等利用の最適化の推進と熱意と職見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとあります。本日農業委員会で同意が得られましたら同日付で辞令を交付し、任期は残任期間の令和8年7月19日までとなっております。事務局からの説明を終わります。皆様のご審議をお願いします。

(議長) ただいま事務局の方より説明がありましたが、皆様からご意見等を頂きたいと思えます。何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員) なし

(議長) 特にないようですので、この案件に同意される方の挙手を求めたいと思えます。

(委員) (挙手)

(議長) 議案第3号「農地利用最適化推進員の選任について」は、全員の同意を得られたので決定しました。

次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の10ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明します。令和6年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては、件数1件、筆数1筆、変更面積3,858㎡、契約年数は10年の合意解約となります。詳細につきましては、資料の11ページから12ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の13ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画の承認について説明致します。令和6年7月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数4筆、貸借権11件、筆数29筆、面積69,0

94㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の20ページから46ページに添付してあります。なお、今回の貸借権順位1から11の11件については中間管理事業の集積一括方式による貸借権です。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。6番森山委員。

(6番委員)6番森山です。19ページ順位11になりますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の貸借になります。〇〇〇〇とはどんな会社なんですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。〇〇にある農業法人で、最近になって種子島で事業を行っている事業者です。

(議長)私の方で説明してよろしいですか。〇〇の〇〇〇〇ご存じですか。あそこを利用して安納芋の集荷生産を行っている会社です。

(6番委員)自ら行っているのですか。

(議長)そうです。

(議長)他に質疑はございませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第12回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。